

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 訴えの趣旨

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センターにおいて社会福祉法人おおいそ福祉会が占有している2階部分について、明渡しを請求し、併せて平成28年11月1日以降明渡しに至るまでの賃料相当損害金の支払いを求める。

2 訴えの当事者

原告 大磯町

被告 中郡大磯町国府本郷1195番地2

社会福祉法人おおいそ福祉会 理事長 佐藤稔紀

3 訴えの対象物

中郡大磯町国府本郷1196番地

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター2階

4 訴えの必要性

- (1) 町内障がい福祉団体等の話し合いにより、平成15年4月から、社会福祉法人おおいそ福祉会（以下「福祉会」という。）が運営する「かたつむりの家」が占有して使用を開始しているが、開設後10年以上経過し、障害福祉制度の変遷により社会情勢や障がい者支援の事業所や団体の活動状況も大きく変化し、大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター（以下「障害福祉センター」という。）の公平・平等な使用を望む意見等も上がっている。
- (2) 現在の占有状態を解消し、今後、早期に福祉会を含めた町内の障がい福祉関係団体による、障害福祉センターの公平・平等な使用を可能な状況とする。
- (3) 平成22年4月1日付で町と福祉会との間で障害福祉センター2階部分の使用について締結した覚書については、地方自治法に定める手続きに不備がある。
- (4) 平成23年6月以降話し合いを重ねてきたが、明渡し期限について、相当な隔たりがあり、話し合いが長期化し、妥協点が見出せない状態となっている。

5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取り下げ、和解。
- (2) 控訴、上告又はその取り下げ。

6 管轄裁判所

横浜地方裁判所小田原支部

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄